

自動運用買付・換金取扱規定

静岡東海証券株式会社

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様(以下「申込者」という。)が静岡東海証券株式会社(以下「当社」という。)に設定申込された累積投資取引口座(以下「取引口座」という。)で行われる累積投資受益権(以下「受益権」という。)の買付・換金に関する取扱(以下「取扱」という。)に関する取り決めとします。

(取扱の申込み)

第2条 申込者がこの取扱を希望する時は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印、または電磁的方法により必要事項を入力し、これを当社の本店及び支店(以下「扱店」といいます。)に提出または送信し、当社が承認した場合に限りこの取扱を開始出来るものとします。

(買付)

第3条 有価証券、その他当社において取扱う証券・証書・権利または商品の果実、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において支払われるものについて、その支払があったときには本規定に基づきお客様が指定した受益権の買付のお申込みがあったものとし、特に申込者からのお申し出がない限りは、お申込みに基づき買付を行います。

- 2 申込者が、有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上あるときは、当該入金をもって本規定に基づき申込者が指定した受益権の買付のお申込みがあったものとし、特に申込者からのお申し出がない限りは、当該入金額に基づき買付を行います。
- 3 申込者の取引状況等によっては、前各号の定めると異なる扱いをすることがあります。

(換金)

第4条 当社は、申込者の有価証券等の買付代金等の不足が生じる場合、もしくは申込者からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合には、その不足分もしくは差額分の受益権の換金の申込みがあったものとし、換金を行います。

(取扱の解除)

第5条 当社は、次の場合には、この取扱を解除します。

- (1) 取引口座が解除されたとき
- (2) 申込者がこの取扱の解除を申し出たとき
- (3) その他、申込者及び当社にやむを得ない事由が発生したとき

(申込事項等の変更)

第6条 申込者は住所、氏名、届出印等届け出事項に変更があったときは、所定の用紙により遅滞なく当社に届出る事

- 2 前項の届け出があったときには、当社は申込者より住民票、印鑑証明書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

(その他)

第7条 当社は、次の各号によって生じた損害についてはその責を負いません。

- (1) 申込者の届け出事項等の変更の申し出が遅滞なく行われなかったとき
- (2) 天災、地変、その他の不可抗力により本規定に基づく処理に遅延等が生じたとき

2 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他やむを得ない事由が生じたときは改訂されることがあります。

3 本規定は前項の他、当社が必要と認めた場合には、変更する旨を通知し、当社所定の期間内に特に異議申し立てのあった場合には、申込者と当社がすみやかに協議し、協議が整わなかった場合には、この取扱を解除させていただきます場合があります。

以上

(2025.04.01 改定)